

[事案 2020-213] 新契約無効請求

・令和3年4月20日 裁定終了

<事案の概要>

預金と誤信していたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年3月に、銀行を募集代理店として契約した2件の定期支払金付積立利率変動型終身保険について、不動産を売却した代金を3つくらいに分けて預金することを依頼したところ、年間1万2,000円の利息が付くと説明されたため、預金だと思っており、生命保険に申し込みつもりはなかったことから、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

申立人から「不動産の売却代金から税金支払分を除き、2,000万円ずつを長男と長女にあげたい。残る2,000万円は定期預金にしたい。」との申し出を受けた募集人は、設計書等を用いて本契約の内容を説明し、申立人は内容を理解した上で申し込みをしているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等を把握するため、申立人および申立人長女ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が本契約を預金と誤信していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。